

商標権	判決年月日	令和7年12月23日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10066号		

「A F U R I」の欧文字及び「阿夫利」の漢字を上下二段に横書きした構成からなる本件商標は、「阿夫利大山」の漢字を縦書きにしてなる引用商標と互いに紛れるおそれがある商標であるとして、商標法4条1項11号に該当するとされた事例

(事件類型) 審決(無効・成立)取消事件 (結論) 請求棄却

(関連条文) 商標法4条1項11号、46条2項

(関連する権利番号等) 登録第6609896号商標(本件商標)、登録第4651814号商標(引用商標)

(審決) 無効2023-890074号

判決要旨

1 本件は、原告が商標権を有し、「A F U R I」の欧文字及び「阿夫利」の漢字を上下二段に横書きした構成からなり、第32類「ビール、清涼飲料、果実飲料、飲料用野菜ジュース、ビール製造用ホップエキス、乳清飲料」及び第33類「清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん、洋酒、果実酒、酎ハイ、中国酒、葵味酒」を指定商品とする本件商標(登録第6609896号商標)の無効審判請求を成立とした審決の取消訴訟であり、争点(取消事由)は、①手続違背・請求人適格の欠如、②商標法4条1項11号に関する認定・判断の誤りである。

被告は、無効審判請求において、上記②のほか、同法3条1項3号又は4条1項16号、同項6号、7号及び8号該当性を本件商標の登録無効の理由として主張していたが、特許庁は、上記②の同法4条1項11号該当性のみを認めて、本件商標の指定商品中、第32類「ビール」、第33類「全指定商品」についての登録を無効とするとの審決とした。

2 本訴において、原告は、争点①に関し、原告が被告に対して提起した別件訴訟は、本件商標とは異なる商標権(登録第6245408号)に基づくものであり、被告は引用商標の権利者でもないから、「法律上の利益や権利的地位に直接の影響を受ける者」とはいえず、審判請求ができる商標法46条2項の「利害関係人」に該当しないと主張するとともに、争点②に関し、本件商標と引用商標とは、外観において判然と区別し得る相違を有し、称呼においても顕著な差異があり、観念においても周知性等の具体的な事実を踏まえれば明確に異なるから、取引の実際において両者が商品の出所について誤認混同を生じさせる蓋然性は著しく低く、両商標の類似性は否定されるべきであると主張した。

3 本判決は、以下のとおり判断して原告主張の取消事由をいずれも認めず、原告

の請求を棄却した。

(1) 取消事由 1 について

原告は、別件訴訟等において、被告が製造販売する日本酒のラベルに付された標章「雨降（あふり）」が、原告の別件商標に関する権利を侵害すると主張するなどしており、こうした事実関係によれば、被告による商標等の使用について、原告が別件商標（「A F U R I」の欧文字からなる商標）と構成の一部が同一である本件商標に係る商標権を行使する可能性が十分に考えられる。そうすると、被告は、本件審判請求をし得る利害関係人であると認めるのが相当である。

(2) 取消事由 2 について

本件商標中の「A F U R I」ないし「阿夫利」の語が無効対象指定商品との関係でも広く知られていると認めることはできない。本件商標と引用商標は、その構成中の「阿夫利」の文字について共通し、観念、外観及び称呼のいずれについても一定程度の類似性を有しているところ、各商標を付した無効対象指定商品についての誤認混同の有無など具体的な取引状況は明らかではなく、両商標の外観上の共通部分である「阿夫利」が一般に採用されることが想定し難い語であることを考えると、無効対象指定商品の需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考慮すれば、本件商標は引用商標と互いに紛れるおそれがある商標であると判断することが相当である。

そして、本件商標の指定商品中、無効対象指定商品は、引用商標の指定商品である第 33 類「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」と同一又は類似の商品である。

そうすると、原告の取消事由 2 に関する主張は採用できず、本件商標の法 4 条 1 項 1 1 号該当性に関する本件審決の判断は相当である。